

住宅安心リフォーム補助金

大切な我が家に安心して
住み続けていただくための補助制度です



最大**20**万円

50戸募集(先着順)

ほとんどのリフォーム工事が対象です

- 外壁塗装
- 屋根塗装
- キッチン取り替え
- クロス・床張り替え
- 置入れ替え
- 浴室・トイレ改修

など…



詳細については
裏面を
ご参照ください



補助金交付申請期間

令和5年4月3日(月)～ 令和5年12月28日(木)

※市から交付決定を受けていない工事は補助金の対象になりません。

対象となる方

- 次の条件を全て満たす方が補助対象者となります。
- ・市内に住民登録を行っている方
 - ・市税の滞納が無い方
 - ・世帯全員の前年度所得(令和3年1月1日～令和3年12月31日)の合計金額が550万円未満の方
 - ・補助を受ける工事について他の補助金を受けようとしていない方
 - ・現に居住している住宅の所有者、又は住宅の所有者と親子関係にある方
 - ・過去に本補助金を受けたことがない方(補助の申請は、1回を限度)



お気軽に
お問い合わせ
ください

対象となる住宅

- ・補助対象者が居住している市内の住宅
- ※マンション等(賃貸は除く)の集合住宅の場合は補助対象者が専有する部分
※併用住宅の場合は補助対象者が居住する部分



対象となる工事

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ・対象となる工事費が20万円(税込)以上の工事
- ・市内に本店を有する施工業者、又は市内に住所を有する個人の業者が行う工事
- ・令和6年3月15日までに完了する工事
- ・補助金の交付決定後に着手する工事



対象とならない工事



- ・新築、改築及び増築工事
- ・門扉、塀及び造園工事等の外構工事
- ・家電製品、家具、カーテン等の備品購入費など

※対象とならない工事が他にもありますので、詳しくは、まちづくり課でご確認ください。

補助金の額
補助対象工事費(税込)の
20%で
20万円を上限とします。

補助金交付申請について



先着順で受け付けます。

必要書類を添えて、申請を行ってください。(郵送でも受付可)



補助金交付申請期間:令和5年4月3日(月)～12月28日(木)

※予定戸数に達した時点で締め切らせていただきます。

お問い合わせ

鳴門市都市建設部まちづくり課 建築担当

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

☎ 088-684-1164